

令和元年第5回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年7月31日（水）14時00分から14時30分
- 2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員（6人）

会長	9番	井野	知弘
委員	1番	赤樫	治
	2番	相良	欣一
	6番	吉鷹	敬貴
	7番	山下	篤
	8番	古町	綾
- 4 欠席委員（3人）

会長職務代理者	3番	逢坂	裕明
	4番	近井	一夫
	5番	三原	一英
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
 - 第3 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
 - 第4 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
 - 第5 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
 - 第6 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
 - 第7 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
 - 第8 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
 - 第9 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
 - 第10 議案第20号 登別市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について

第 1 1 議案第 2 1 号 農地パトロール調査特別委員会の設置について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 森元 俊明

総括主幹 西本 利博

主任 中谷 仁思

7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和元年第5回総会を開会いたします。

本日は、3番逢坂委員、4番近井委員、5番三原委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、9名中6名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は井野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番相良委員、6番吉鷹委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。

以上で、日程番号第1を終わります。

議長 次に、日程番号第2 議案第12号から日程番号第8 議案第18号までの議案7件については、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」であり、利用権の設定を受ける者が同一でありますので、一括して議題とします。

なお、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、 委員には退席をお願いします。

ここで、暫時休憩します。

(■■■■委員退席)

議長 会議を再開します。
事務局より説明願います。

事務局長 議案第12号から議案第18号までの議案7件についてご説明いたします。

事務局長 本件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものであります。

はじめに、議案第12号について説明いたします。
議案書の1ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、登別市■■■■町■■■■番地、■■■■
■■■■氏で、利用権の設定をする者は、登別市■■■■町■■■■丁目■■■■番地
■■■■、■■■■氏です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市■■■■町■■■■丁目、地番は
■■■■番■■■■、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は30,599
m²です。

賃貸借の期間は、令和元年(2019年)8月4日から令和6
年(2024年)8月3日までの5年間となっております。

借主の状況は、経営面積が386,449m²、労働力は男性が
2人で女性が1人、農業従事者数は3人で年間900人日、農機
具は、トラクターが5台、ロールベアラーが1台、モアコンディ
ショナーが1台、レーキが1台、テッターが1台、ラッピングマ
シーンが1台となっております。

位置図等の資料につきましては、議案書の2ページから4ペー
ジまでに記載のとおりです。

次に、議案第13号についてご説明いたします。
議案書の5ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第12号と同一であり、利用
権の設定をする者は、伊達市■■■■町■■■■番地■■■■、■■■■
氏です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市■■■■町■■■■丁目、地番は

事務局長 ■■■番■■■、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は1,983㎡です。

なお、賃貸借の期間及び借主の状況については、議案第12号と同一であります。

また、位置図等の資料につきましては、議案書の6ページから8ページまでに記載のとおりです。

次に、議案第14号についてご説明いたします。
議案書の9ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第12号と同一であり、利用権の設定をする者は、登別市■■■町■■■丁目■■■番地■■■、■■■氏です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市■■■町■■■丁目、地番は■■■番■■■のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は7,418㎡です。

なお、賃貸借の期間及び借主の状況については、議案第12号と同一であります。

また、位置図等の資料につきましては、議案書の10ページから12ページまでに記載のとおりです。

次に、議案第15号についてご説明いたします。
議案書の13ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第12号と同一であり、利用権の設定をする者は、札幌市■■■区■■■条■■■丁目■■■番地■■■、■■■氏です。

利用権を設定する土地は2筆で、1筆目は、所在が登別市■■■町■■■丁目、地番は■■■番■■■のうち、地目は公簿が雑種地、現況は畑で、面積は700㎡、2筆目は、所在が登別市■■■町■■■丁目、地番は■■■番■■■のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は2,800㎡です。

なお、賃貸借の期間及び借主の状況については、議案第12号と同一であります。

また、位置図等の資料につきましては、議案書の14ページから16ページまでに記載のとおりです。

次に、議案第16号についてご説明いたします。

事務局長

議案書の17ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第12号と同一であり、利用権の設定をする者は、登別市■■町■■丁目■■番地■■、■■■■■■■■氏です。

利用権を設定する土地は2筆で、1筆目は、所在が登別市■■町■■丁目、地番は■■番■■のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は2,250㎡、2筆目は、所在が登別市■■町■■丁目、地番は■■番■■のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は2,250㎡です。

なお、賃貸借の期間及び借主の状況については、議案第12号と同一であります。

また、位置図等の資料につきましては、議案書の18ページから20ページまでに記載のとおりです。

次に、議案第17号についてご説明いたします。

議案書の21ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第12号と同一であり、利用権の設定をする者は、登別市■■町■■番地、■■■■■■■■氏です。

利用権を設定する土地は5筆で、1筆目は、所在が登別市■■町、地番は■■番■■、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は8,533㎡、2筆目は、所在が登別市■■町、地番は■■番■■、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は10,526㎡、3筆目は、所在が登別市■■町、地番は■■番、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は1,894㎡、4筆目は、所在が登別市■■町、地番は■■番、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は5,961㎡、5筆目は、所在が登別市■■町、地番は■■番■■、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は3,000㎡です。

なお、賃貸借の期間及び借主の状況については、議案第12号と同一であります。

また、位置図等の資料につきましては、議案書の22ページから24ページまでに記載のとおりです。

次に、議案第18号についてご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、議案第12号と同一であり、利用権の設定をする者は、登別市■■町■■丁目■■番地■■、■■■■■■■■

事務局長

■■ 氏、登別市■■町■■丁目■■番地■■、■■■■■■ 氏、登別市■■町■■丁目■■番地■■、■■■■■■ 氏、登別市■■町■■丁目■■番地■■、■■■■■■ 氏、宮城県■■市■■区■■丁目■■番■■号、■■■■■■ 氏の5名です。

利用権を設定する土地は、所在が登別市■■町■■丁目、地番は■■番■■のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は8,000㎡です。

なお、賃貸借の期間及び借主の状況については、議案第12号と同一であります。

また、位置図等の資料につきましては、議案書の26ページから28ページまでに記載のとおりです。

なお、これまで説明しました議案第12号から議案第18号までの議案7件については、平成26年第4回登別市農業委員会総会にて決定した賃貸借を引き続き行おうとするものであることを申し添えます。

以上です。

議長

ただいま、議案第12号から議案第18号までの議案7件について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長

よろしいですか。
それでは、採決します。

議長

はじめに、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第12号は、原案のとおり決定します。

議長 長 次に、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第13号は、原案のとおり決定します。

次に、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第14号は、原案のとおり決定します。

次に、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第15号は、原案のとおり決定します。

次に、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり決定します。

次に、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり決定します。

次に、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり決定します。
ここで、暫時休憩します。

(委員が戻る。議長から 委員に議案第12号から議案第18号までの議案について、原案のとおり決定された旨を伝えられる。)

議長 会議を再開します。
次に、日程番号第9 議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

なお、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、 委員には退席をお願いします。

ここで、暫時休憩します。

(委員退席)

議長 会議を再開いたします。
事務局より説明願います。

事務局長 議案第19号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものであります。

議案書の29ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、登別市 町 番地、 氏で、利用権の設定をする者は、登別市 町 丁目 番地、 氏、札幌市 区 条 丁目 番地、 氏、札幌市 区 条 丁目 番地、 氏の3名です。

利用権を設定する土地は5筆で、1筆目は、所在が登別市 町、地番は 番、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は5,362㎡、2筆目は、所在が登別市 町、地番は 番、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は2,405㎡、3筆目は、所在が登別市 町、地番は 番、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は8,346㎡、4筆目は、所在が登別市 町、地番は 番のうち、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は5,000㎡、5筆目は、所在が登別市 町、地番は

事務局長 番■■■、地目は公簿、現況ともに畑で、面積は1,337㎡です。
賃貸借の期間は、令和元年（2019年）8月4日から令和6年（2024年）8月3日までの5年間となっております。
借主の状況は、経営面積が264,738㎡、労働力は男性が2人で女性が2人、農業従事者数は4人で年間1,295人日、農機具は、トラクターが7台、ロールペーラーが1台、モータが1台、レーキが1台、テッターが1台となっております。
位置図等の資料につきましては、議案書の30ページから32ページまでに記載のとおりです。

なお、本計画は、平成26年第4回登別市農業委員会総会にて決定した賃貸借を引き続き行おうとするものであることを申し添えます。
以上です。

議長 ただいま、議案第19号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 よろしいですか。
それでは、採決します。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第19号は、原案のとおり決定します。
ここで、暫時休憩します。

（■■■委員が戻る。議長から■■■委員に議案第19号について、原案のとおり決定された旨を伝えられる。）

議長 会議を再開します。
次に、日程番号第10 議案第20号「登別市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について」を議題とします。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 長 議案第20号についてご説明いたします。
議案書の33ページをご覧ください。

「登別市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領」は、平成22年第7回総会にて決定、平成22年10月1日に施行し、現在に至っておりますが、令和元年6月に一般社団法人全国農業会議所が定めた「令和元年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領」に倣い、新たに実施要領を定めるものであります。

新たな実施要領の案については、議案書の34ページから36ページまでに記載のとおりです。

なお、新たな実施要領は、本総会の承認を経て、令和元年8月1日から施行すること、また、既存の「登別市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領」は、新たな実施要領の施行の日をもって廃止するものであります。

以上です。

議 長 ただいま、議案第20号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 よろしいですか。
それでは、採決します。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第20号は、原案のとおり決定します。

議 長 次に、日程番号第11 議案第21号「農地パトロール調査特別委員会の設置について」を議題とします。

本案については、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき行うもので、実施にあたっては、「登別市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領」第4条によ

議 長 　　り、農業委員会総会において選任された調査特別委員会の委員3名と農業委員会事務局職員が「農地パトロール調査特別委員会」を開催し、趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施することとなっております。

本年度は、富浦町地域を調査重点地区として農地パトロール調査を実施することとなっております。

委員はどなたがよろしいでしょうか。

(声無し)

議 長 　　事務局から何か案はありますか。

西本総括主幹 　　それでは事務局案を申し上げます。

本年度の調査特別委員会の委員3名につきましては、7番 山下委員、8番 古町委員、1番 赤檜委員の3名にお願いしたいと思います。

議 長 　　ただいま事務局から、調査特別委員会委員には、山下委員、古町委員、赤檜委員の3名ということでしたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 　　異議ないようですので、3名の方に調査特別委員会の委員をお願いします。

なお、農地パトロールの調査結果につきましては、総会において報告されておりますが、各委員におかれましては、それぞれの地域において、遊休農地が発生しないよう監視活動を行っていただくとともに、このような事例を発見した場合には、事務局までご連絡くださるようご協力をお願いします。

議 長 　　以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、令和元年第5回農業委員会総会を閉会します。